

スマイルケア食識別マーク 利用許諾要領

平成28年11月制定

令和5年3月改正

農林水産省大臣官房

新事業・食品産業部食品製造課

1 趣旨

超高齢社会が今後進展していく中で、農林水産省では、平成 25 年 2 月から介護食品の今後のあり方について検討してきました。

この中で、これまで「介護食品」と呼ばれてきたものの範囲を、嚥むこと・飲み込むことが難しい人の食品だけでなく、その前段階の方への働きかけも重要であるため、こうした機能に問題はないものの、健康な体を維持し活動するために栄養補給を必要とする人向けの食品を含む広い領域として捉え直し、公募により、「スマイルケア食」という愛称を定めました。その上で、健康維持上栄養補給が必要な人向けの食品に「青」マークを、嚥むことが難しい人向けの食品に「黄」マークを、さらに、飲み込むことが難しい人向けの食品に「赤」マークを表示し、それぞれの方の状態に応じたスマイルケア食の選択に寄与することとしたところです。

この要領は、「青」マーク、「黄」マーク及び「赤」マーク（以下「識別マーク」と総称します。）を表示し得る食品の基準、識別マークの表示の方法、事業者がその商品に識別マークを表示するために必要な手続き等を定めるものです。

2 識別マークの種類

（１）「青」マーク

「青」マークは、別添 1 の 1 の（１）に定めるとおりです。

（２）「黄」マーク

「黄」マークは、①～④に掲げるものとし、それぞれ別添 1 の 1 の（２）に定めるとおりです。

- ①分類 5 のマーク
- ②分類 4 のマーク
- ③分類 3 のマーク
- ④分類 2 のマーク

（３）「赤」マーク

「赤」マークは、①～③に掲げるものとし、それぞれ別添 1 の 1 の（３）に定めるとおりです。

- ①分類 2 のマーク
- ②分類 1 のマーク
- ③分類 0 のマーク

3 識別マークを表示し得る食品の基準

（１）「青」マークを表示し得る食品の基準

「青」マークを表示し得る食品は、飲み込む機能及び嚥む機能のいずれも問題はない人向けに市販される加工食品（特別用途食品及び機能性表示食品を除きます。）のうち、①及び②の基準に適合する経口タイプのもの（形状がカプセル・錠剤のものを除きます。）であって、当該食品の製造業者により、当該基準に適合するものであることの宣言（以下「自己適合宣言」といいます。）が別添 2 の様式により行われ、当該製造業者のインターネットサイト上の当該食品を紹介するページへ掲載する方法により公表されているものに限りします。

① 栄養素等基準

- ・ エネルギー及びたんぱく質の量（食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第 3 条の表に規定する表示の方法に従い表示する場合における熱量及びたんぱく質の量をいいます。）が、以下の基準を満たすものとします。

【エネルギー】

100kcal 以上（100g 又は 100ml 当たり）

【たんぱく質】

100g(100ml)当たりのたんぱく質含有量が 8.1g(4.1g)以上

又は、100kcal 当たりのたんぱく質含有量が 4.1g 以上

※ 水や牛乳などを加えて、自ら調理して喫食する食品については、包装容器等（包装容器、POP、パンフレット、カタログ、インターネットサイト等をいいます。以下同じ。）に記載された調理方法に従って調理した後のエネルギー及びたんぱく質の量も基準を満たしていることとします。

② その他

- ・ アミノ酸組成のバランスに配慮してください。
- ・ 飽和脂肪酸、ナトリウムなどの特定の栄養素の摂取量が、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する食事摂取基準で定められている目標量を上回るリスクが高くないよう配慮してください。

（２）「黄」マークを表示し得る食品の基準

①～④に掲げる「黄」マークを表示し得る食品は、それぞれ①～④に定める基準（そしやく配慮食品の日本農林規格（平成 28 年 8 月 17 日農林水産省告示第 1568 号）簡条 4 に定める基準をいいます。）に適合するものとして格付の表示（JAS マーク）が付されているものに限りま

①分類 5 のマーク 容易にかめる食品の基準

②分類 4 のマーク 歯ぐきでつぶせる食品の基準

③分類 3 のマーク 舌でつぶせる食品の基準

④分類 2 のマーク かまなくてよい食品の基準

（３）「赤」マークを表示し得る食品の基準

①～③に掲げる「赤」マークを表示し得る食品は、それぞれ①～③に定める規格（特別用途食品の表示許可等について（令和元年 9 月 9 日付け消食表第 296 号）の別添 1 の第 5 の 2 の表 7 に示す規格をいいます。）を満たし、えん下困難者用食品たる表示の許可を得たものに限りま

①分類 2 のマーク 許可基準Ⅲの規格

②分類 1 のマーク 許可基準Ⅱの規格

③分類 0 のマーク 許可基準Ⅰの規格

4 識別マークの表示の方法

(1) 様式

商品の包装容器等に表示する場合の識別マークの様式は、原則として別添1とする。

ただし、商品の包装容器の形状等のやむを得ない事由のため、別添1の様式により難いと農林水産省大臣官房新事業・食品産業部（以下「農林水産省」といいます。）が認める場合には、別添1に準じた様式によることを認めることがあります。

(2) 表示の場所

- ① 識別マークの利用許諾を受けた製造業者にあつては、当該商品の包装容器上に表示する場合には、当該商品を紹介する POP、パンフレット、カタログ、インターネットサイト等において表示することが可能です。この場合、当該商品に含まれない商品と当該商品が明確に区分されるようにしてください。

また、当該商品の包装容器上に表示するときは、併せて識別マークの種類ごとに以下の点に留意してください。

ア 「青」マーク

「専門職（医師、歯科医師、管理栄養士等）に適宜、相談してください」及び「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを」の文言を、当該商品の包装容器等上の可能な場所に極力表示してください。

イ 「黄」マーク

「そしゃく配慮食品の日本農林規格」箇条5に定める「容易にかめる」等の摂食時の内容物の固さを示す表示に近接して表示してください。また、「摂食嚥下機能の低下した方の本製品の摂取につきましては、専門職（医師、歯科医師、管理栄養士等）に相談してください」等の文言を、当該商品の包装容器等上の可能な場所に極力表示してください。

ウ 「赤」マーク

「特別用途食品の表示許可等について」別添1の第5の3（1）イに定める許可基準区分の表示に近接して表示してください。

- ② 識別マークの利用許諾を受けた販売業者にあつては、その包装容器上に識別マークの表示がある商品の広告・宣伝資材等に、識別マークを自らレイアウトして表示することが可能です。この場合、当該商品に含まれない商品と当該商品が明確に区分されるようにしてください。

(3) 表示の際の注意事項

分類の異なる識別マークを複数表示することはできません。

5 識別マークの表示に必要な手続

(1) 利用許諾

- ① 商品の包装容器等に識別マークを表示しようとする当該商品の製造業者は、(2)の方法により農林水産省へ申請し、識別マークの利用許諾を受けることが必要です。
- ② 農林水産省は、①の製造業者の申請に応じ、当該製造業者が、当該申請に係る商品について、3の基準に適合することを確認したとき（当該申請が「青」マークに係る申請であって、当該申請に係る商品が新商品などの公表前の商品（以下「公表前商品」といいます。）である場合にあっては、当該製造業者が、当該商品の公表と同時に自己適合宣言の公表を適切に行うとともに、その旨及び該当するページのURLを農林水産省に報告することを約したとき）は、4の表示の方法に従い、利用許諾を受けた日から1年間を期限として当該商品について申請に係る識別マークを利用することを許諾します。ただし、製造業者が、利用許諾の日から1年を超えない範囲において指定する日を期限とすることを希望する場合にあっては、その日を期限として許諾することとします。
- ③ その包装容器に識別マークの表示がある商品を取り扱い、又は取り扱おうとする販売業者は、(2)の方法により農林水産省へ届け出て、4の表示の方法に従い、当該販売業者が利用許諾を受けた日から1年間を期限として、識別マークを使用することが可能です。
- ④ 農林水産省は、②又は③により利用を許諾した製造業者又は販売業者に対し、利用許諾証を送付します。
- ⑤ 農林水産省は、②又は③により利用を許諾した製造業者及び販売業者の名称並びに②の許諾に係る商品の名称及び表示する識別マークについて、②又は③の許諾の日（公表前商品の名称及び表示する識別マークにあっては、当該商品の公表の日）後遅滞なく、農林水産省のホームページにおいて公開します。

(2) 申請・届出方法

- ① 識別マークを商品の包装容器等に表示することを希望する当該商品の製造業者は、農林水産省ホームページ上の申請フォームより、以下の必要事項を入力の上、申請してください。その際、「黄」マークに係る申請を行う場合にあっては、3の基準に適合することを証明する書類としてそしゃく配慮食品の日本農林規格の認定に係る認定証の写しを、「赤」マークに係る申請を行う場合にあっては、3の基準に適合することを証明する書類として特別用途食品の表示許可に係る許可書の写しについて smile-care-foods@maff.go.jp（以下「専用アドレス」といいます。）に送信してください。

また、公表前商品について申請する場合には、併せて商品概要及び自己適合宣言書の写し（「青マーク」に係る申請を行う場合に限ります。）について専用アドレスに送信してください。商品の公表日が未定の場合にあっては、商品の公表日が決まり次第速やかに専用アドレスに送信してください。

- ・ 企業名
- ・ 業態
- ・ 代表者氏名
- ・ 代表者役職名
- ・ 申請者氏名

- ・ 申請者所属・役職名
 - ・ 郵便番号
 - ・ 住所
 - ・ 電話番号
 - ・ メールアドレス
 - ・ 識別マークを用いる商品（公表前商品を含む。）の名称（複数の商品についての申請を行う場合には、その全ての商品名を記載すること。フレーバー、内容量等が異なるのみの商品であっても、その違いについて内容を明記すること。）
 - ・ 表示する識別マークの種類
 - ・ 商品の公表日又は公表予定日（公表前商品の場合に限る。）
 - ・ マークを用いる様態（包装容器、POP、パンフレット、カタログ等）
 - ・ インターネットサイト上の自己適合宣言に係る商品を紹介しているページのURL（公表されている商品について、「青」マークに係る申請を行う場合に限りします。）
 - ・ 商品の販売地域
 - ・ 生産予定数量（年あたり）
 - ・ 識別マーク使用開始希望時期（包装容器等に識別マークの印刷を開始する予定時期等）
 - ・ 識別マークについて別添1の様式により難しい場合にあっては、その理由
 - ・ 利用許諾の日から1年を超えない範囲において指定する日を期限とすることを希望する場合にあっては、その日
- ② 包装容器上に識別マークの表示がある商品の広告・宣伝のために、識別マークを自ら表示した広告・宣伝資材等を作成することを希望する販売業者は、以下の必要事項を入力の上、農林水産省のホームページ上の届出フォームより、届け出てください。
- ・ 企業名
 - ・ 業態
 - ・ 代表者氏名
 - ・ 代表者役職名
 - ・ 届出者氏名
 - ・ 届出者所属・役職名
 - ・ 郵便番号
 - ・ 住所
 - ・ 電話番号
 - ・ メールアドレス
 - ・ 商品の販売地域
- ③ 利用許諾を受けた商品が3の基準に適合しなくなったときは速やかに、（1）の⑤の公表内容に変更が生じたときはその日から1ヶ月以内に、その旨を専用アドレスに送信してください。
- ④ 製造業者又は販売業者は、利用許諾期間の延長を希望するときは、再申請又は再届出を行う必要があります。再申請又は再届出は利用許諾期限の終了日の2ヶ月前から、行うことができます。この場合、農林水産省ホームページ上の再申請・再届出フォームより、以下の必要事項をご入力の上、再申請又は再届出を行って下さい。その際、「黄」マークに係る申請を行う場合にあっては、3の基準に適合することを証明する書類としてそしゃく配慮食品の日本農林規格の認定に係る認

定証の写しを、「赤」マークに係る申請を行う場合にあっては、3の基準に適合することを証明する書類として特別用途食品の表示許可に係る許可書の写しを専用アドレスに送信してください。

- ・ 企業名
- ・ 業態
- ・ 代表者氏名
- ・ 代表者役職名
- ・ 届出者氏名
- ・ 届出者所属・役職名
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ メールアドレス
- ・ 商品の販売地域
- ・ 利用許諾期限の日から1年を超えない範囲において指定する日を期限とすることを希望する場合にあっては、その日
- ・ 識別マークを用いる商品の名称（製造業者のみ）
- ・ 表示する識別マークの種類（製造業者のみ）
- ・ インターネットサイト上の自己適合宣言に係る商品を紹介しているページのURL（「青」マーク及び製造業者のみ）
- ・ 生産予定数量（製造業者のみ）

⑤ 5（1）⑤の農林水産省のホームページでの公開の停止を希望する製造業者又は販売業者は、農林水産省のホームページ上の公開停止希望フォームより、以下の必要事項をご入力の上、公開停止の申請を行って下さい。

- ・ 企業名
- ・ 業態
- ・ 代表者氏名
- ・ 代表者役職名
- ・ 届出者氏名
- ・ 届出者所属・役職名
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ メールアドレス
- ・ 取り消しを行う商品名
- ・ 取り消しを行う理由

（3）許諾に係る注意事項

① 製造業者又は販売業者が以下の場合のいずれかに該当するときは、不当景品類及び不当表示防止法などの法律に抵触するおそれや農林水産省の商標権侵害に該当するおそれがありますので、御注意下さい。

- ・ 製造業者又は販売業者が虚偽の申請又は届出により利用許諾を受けた場合
- ・ 利用許諾に係る商品が 3 の基準に適合していないと認められる場合
- ・ 製造業者又は販売業者の表示が 4 の表示の方法に従っていないと認められる場合
- ・ その他この要領を遵守していないと認められる場合

② また、商標権侵害と判断した場合には、農林水産省は識別マークの利用許諾を取り消すことができることとし、悪質な場合は、当該製造業者又は当該販売業者の名称を公表するものとします。なお、当該製造業者又は当該販売業者は、当該取消の日から取消に係る識別マークを利用することができなくなり、利用許諾の取消により当該製造業者又は当該販売業者に損害が生じても、農林水産省は一切の責任を負いません。

(別添1)

識別マークの様式

1 識別マークの種類

(1)「青」のマーク



(標語が含まれていないマークのみ表示する場合)

「エネルギー・たんぱく質の補給に」という標語を、商品の包装容器等の見やすい場所に別途記載してください。

(2)「黄」のマーク

分類5



分類4



分類3



分類2



(3)「赤」のマーク
分類2



分類1



分類0



2 識別マークの色

(1)「青」のマーク

JISZ8102(2001)に規定する「青」(7B～4PB 未満)で、明度、彩度については「あざやかな」、「明るい」又は「つよい」の範囲内であるものとします。ただし、商品を梱包する段ボール等の消費者が直接目にしないものへの表示については白黒等も可能とします((2)及び(3)においても同様とします。)

(2)「黄」のマーク

JISZ8102(2001)に規定する「黄」(2Y～6Y 未満)で、明度、彩度については「あざやかな」の範囲内であるものとします。

(3)「赤」のマーク

JISZ8102(2001)に規定する「赤」(1R～6R 未満)で、明度、彩度については「あざやかな」の範囲内であるものとします。

3 マークや文字の大きさ・縦横比については、視認性を損なわない限り変更可能とします。なお、「スマイルケア食」という文言については変更をせずそのまま使用してください。

4 外枠は任意とします。

5 商品への識別マーク使用に当たっては、農林水産省は当該商品の品質保証等を与えるものではありませんので、消費者にこの点の誤解を与えないよう御注意ください。

また、健康増進法、農林物資の規格化等に関する法律、食品表示法、景品表示法あるいは医薬品医療機器等法などの関連法令に抵触する記載とならないよう、併せて御注意ください。

※ 識別マークを表示する場合、近接する場所に「スマイルケア食とは農林水産省が推進する新しい介護食品の愛称です。」などのスマイルケア食についての解説を可能な限り記載してください。併せて、自社ホームページの商品紹介コーナーなどにも当該解説を記載してください。

スマイルケア食「青」マークの利用に関する自己適合宣言

20□□年□月□日発行

1. 会社名 □□株式会社
2. 所在地 □□県□□市□□ □ー□ー□
3. 対象商品名 □□□
4. 適用規格 スマイルケア食識別マーク利用許諾要領（平成28年11月制定）
5. 表明 3に掲げる商品は、4の規格の要求事項に適合していることを宣言します。
6. 代表者又は代理者の署名
(氏名)
(役職)

【問い合わせ先】

※代理者の署名の場合、問い合わせ先を記載